

基本仕様書（企画提案時）

1 委託件名

福岡市 PR 用動画制作及びプロモーション業務委託

2 履行場所

市長室広報戦略室広報戦略課 外

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の趣旨・目的

本委託業務は、市の重点施策や魅力について、市民をはじめ多くの方に分かりやすく効果的に発信し、施策の内容や意義等への理解や共感を深めることを目的とするものである。

前述の目的を達成するため、市の施策等に関する対談形式の動画を制作するとともに、SNS や WEB 等を活用して若年層を中心とした幅広い世代への訴求を図るためのプロモーションを行うもの。実施にあたっては、AI 等を活用したデータ分析により、ターゲットの興味関心や視聴傾向を把握し、それらを踏まえた効果的な情報発信を行うことで、より高い理解促進及び関心喚起につなげるものとする。

5 委託内容

(1) 対談形式の動画制作

福岡市の施策や魅力に関する内容について、福岡市長との対談形式の動画の制作を行うもの。

①業務の範囲

対談テーマの検討を含む企画、構成、対談の進行、福岡市長以外の出演者のキャスティング、撮影、編集、録音、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。なお、対談テーマの検討にあたっては発注者とも協議の上、決定すること。

②動画仕様

ア 基本要件

- ・福岡市長と受注者がキャスティングしたゲストとの対談形式とすること。
- ・福岡市の施策や魅力が分かりやすく伝わる内容とすること。

イ 本数・尺

- ・計 3 つの対談テーマについて各 1 本（計 3 本）、横型の本編用動画を制作すること。
- ・尺は 1 本あたり 30 分程度とし、対談内容に応じて適切な尺を発注者と協議の上、決定すること。

ウ 映像仕様

- ・本市の公式 YouTube チャンネルでの配信・視聴を想定しており、アスペクト比 16 : 9（1,920×1,080 px）とする。

※福岡チャンネル by Fukuoka city（福岡市公式 YouTube）

<https://www.youtube.com/channel/UCYv8ulRwRtKMNLh7iISMf-w>

エ 編集要件

- ・主にスマートフォンでの視聴を想定した構成とし、無音でも動画の内容が伝わるよう、全編にわたりテロップの挿入及び字幕データを作成すること。
- ・重要ポイントを強調表示するなど、分かりやすくテンポの良い編集とすること。
- ・必要に応じて BGM や効果音を使用すること。

オ 対談テーマ

- ・対談テーマは、市政の重点施策や市の魅力を効果的に発信できる内容とし、発注者と協議の上、決定すること。

カ 出演者のキャスティング

- ・出演者については、各対談テーマに応じて適切な人物を選定し、それぞれ異なる出演者をキャスティングすることとする。なお、キャスティングにあたっては、各分野で活躍する著名人やインフルエンサー等、対談内容に即し、市民等の理解促進および関心喚起に資する人物を選定すること。

キ 留意事項

- ・出演者のキャスティングにあたっては、発注者とも協議の上、決定すること。
- ・契約後、動画制作開始前に発注者と十分に打ち合わせをすること。
- ・動画の校正は 2 回以上映像チェックを行えるようにすること。
- ・発注者と随時打合せしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- ・動画制作・撮影にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

(2) (1)で制作した動画を SNS に投稿する際に使用するサムネイル画像の制作
サムネイル画像は、動画の視聴意欲を引き立てるようなデザインとすること。

(3) (1)で制作した動画の文字起こしのテキストデータ

- ・対談動画の内容について、全文の文字起こしテキストデータを作成すること。
- ・発言者ごとに整理し、誤字脱字や表現の補正を行うなど、可読性に配慮した内容とすること。
- ・あわせて、対談の趣旨や要点を 300 字程度で簡潔にまとめた概要を作成すること。
- ・本市ホームページや各種媒体での活用を想定した形式で納品すること。

(4)動画の拡散施策

- ・本委託業務で制作する動画（計 3 本）及び本市が別途制作するアートをテーマにした対談動画（計 1 本）の計 4 本の動画について、より多くの人に視聴してもらうための拡散施策の提案を行うこと。提案にあたっては、KPI や活用媒体、手法などを含めた具体的な提案を行うこと。
- ・なお、本市が別途制作する対談動画の仕様については、本仕様書に準じるものとする。
- ・拡散施策の立案及び実施にあたっては、AI 等を活用したデータ分析に基づき、ターゲットの興味関心や視聴傾向、媒体特性等を踏まえた戦略的設計を行うこと。
- ・主なターゲットは市民とするが、将来的な移住・関係人口の創出を見据え、市外在住者にも訴求できる拡散施策とすること。

- ・拡散施策の実施にあたっては、必要に応じて、本編映像の内容を要約・再構成した縦型ショート動画等の二次コンテンツを別途制作し、SNS等の媒体を活用して効果的に発信すること。
- ・市の情報発信ツールとして、Instagram、Facebookを利用可能。ただし、SNS広告を掲出する場合は、別途受注者にてアカウントを作成すること。

(5)効果検証

拡散施策の効果を分析して数値化し、随時報告を行うこと。期間途中であっても、分析の結果、見直しが必要であると判断した場合は、手法等について再検討を行うこと。

6 スケジュール

- ・本業務委託で制作する3本中2本を上半期（～R8.9）、残り1本を下半期（～R9.3）中に制作・配信することとする。
- ・本市が別途制作する動画については、令和8年6月中旬までに配信すること（具体的な時期については、契約締結後、協議にて決定する）。
- ・いずれにおいても、具体的なスケジュールについては、発注者と協議の上、決定する。

7 成果物

- ・制作した動画データ一式
- ・制作したサムネイル画像データ一式
- ・対談動画の文字起こし及び概要のテキストデータ一式
- ・拡散施策のプロモーションのために制作した二次コンテンツ一式
- ・効果検証の詳細についてまとめた報告書

8 その他

- (1) 事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること
- (2) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 発注者は、成果物を福岡市が実施する各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 発注者が「4 業務の趣旨・目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (5) 本業務の遂行に必要な一切の経費はすべて委託費に含まれる。

- (6) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定すること。なお受注者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。